

マネージメント・レター No.285
組織再編における決算書からの評価算定

組織再編を進めていく中の1つに、会社の税務申告書一式(以下、決算書等)に基づいて財務上の評価額を算定していく作業は重要事項です。それは、提示を受けた決算書等と実態の金額(時価)が乖離していないかどうかを判断するものとなるからです。株主や利害関係者に対しても十分な説明ができる根拠として評価算定を行わなければなりません。お手元に事業譲渡(買収)や合併をしようとする会社の決算書1期分があるとしてその内容は下表のとおりと仮定しましょう。(損益計算書は紙面の都合で省略)

対象会社:ABC 商店(株) 株主 A(100%所有、200株) (金額:千円)

勘定科目	決算書	評価額	勘定科目	決算書	評価額
現金預金	60,000	50,000	買掛金	30,000	40,000
売掛金	50,000	40,000	未払金	40,000	50,000
棚卸資産	40,000	30,000	借入金	50,000	50,000
建物等固定資産	30,000	20,000	従業員退職債務	0	10,000
土地	20,000	10,000	役員退職金	0	50,000
株式等有価証券	10,000	0	資本金	10,000	10,000
保険解約返戻金等	0	10,000	繰越利益	80,000	△50,000
資産合計	210,000	160,000	負債・資本合計	210,000	160,000

提示された貸借対照表だけで判断すると、ABC 商店(株)の1株あたりの株価は450千円(資本金+繰越利益÷発行株式数)と、とても魅力的な会社であると判断してしまいます。上表決算書と内容であれば問題なく事業譲渡(買収)や合併の契約に向けて進んでいく可能性は高くなります。では、評価額を算定した上表評価額の内容であればどのように判断したらよいでしょうか。これだけの情報での判断はとても難しく、より一層の情報収集をしなければならぬものとなります。例えば、①決算書等を3期分、②行政許可等の写し、③就業規則等、④リース契約書等、⑤保険証券、⑥進行事業年度の試算表等を取り寄せる、といったようなものになります。これらの情報を総合的に判断し、最終的に事業譲渡(買収)や合併の契約の意思決定を、株主総会で決議され実施されます。スケジュールについても各々の場合によって多少の違いはありますが最低3ヶ月位前から各種手続き(評価算定含む)の必要が生じます。上表は多少極端に評価額を表していますがこのようなケースも考えられます。

経営者の皆様には、1期分だけの決算書等で判断することをお勧めいたしません。当チームでは、税務アドバイスを含めたフォローアップ体制となっております。

税理士法人 朝賀事務所 組織再編チーム

今回はM&Aに至るまでのいわばデューデリ業務のご紹介をいたしました。私どもとお付き合いをいただいている企業様のまわりにおいても、随分とM&A案件が増えていることを実感しております。売り手側としての動機は、創業者の高齢化による後継者探しが代表的です。そこには創業者が株式(事業)を現金化したいという願望よりも、自己の従業員や取引先の永続を切に願った責任感からの動機が圧倒的に多く、そういった、諸先輩たちの想いに敬意を感じるばかりであります。